

令和4年度 前期の授業実施について

令和4年4月1日

教務委員会

1. 令和4年度の授業について

新型コロナウイルス感染症への対応が当面続くことを前提に、宮崎県立看護大学「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための警戒段階別方針（BCP）」および国の対応、社会的状況等をふまえるとともに、令和3年度に得た知見を活かしながら、必要な学修機会を確保し、教育活動の質の向上と教育効果の担保に努める。また、学生間、教員・学生間における対話や交流を持ち、学びあいの機会が持てるようにする。

現時点での、対応を以下のようにする。

- 1) 学生及び教職員の健康と安全に最大限配慮し、感染防止対策を十分講じる。
- 2) 1) を前提とし、BCP レベルをふまえ、できる限り面接（対面）授業を実施できるようにする。
授業の実施方式は、各授業科目で学修する内容・特性に合わせて選択する。
- 3) 特に1年生を対象とする授業においては、初年次における大学生活や学修への動機付けの重要性を踏まえ、可能な限り、面接（対面）授業を実施できるようにする。
- 4) 今後の新型コロナウイルス感染拡大状況によっては、前期の途中であっても学年暦、時間割、授業の見直し・変更を行うことがある。変更には迅速に対応し、学生に対し十分に説明する。
- 5) 新型コロナウイルス感染症に関連した事由によって、授業や試験を受けることが困難な場合は実施方法や日程を調整するなど学修上の配慮を行う。

2. 具体的な対応（0407版BCP対応）

- 1) BCP レベルに応じた授業形態とする。

〈レベル3まで〉

- ・感染対策を実施したうえで対面による面接授業を行う。グループワークの実施を可とする。
- ・〈面接授業と同等あるいはそれ以上の教育効果が見込める場合〉〈学生および教員の感染リスクを回避する必要がある場合〉などの場合には、一部、遠隔授業を実施する。

※感染拡大のリスクのある学年は、原則遠隔授業とする。（遠隔授業期間は、感染者の療養期間を目安とし、最短7日間とする。）

- ・臨地実習が学内実習となった場合、学内での対面実習または遠隔実習とする。

〈レベル4〉

- ・原則、遠隔授業を実施する。

※新型コロナウイルス感染症対策本部の協議後、必要性が認められた場合（初講、終講、実技や演習を含む授業、試験等で、遠隔授業への代替ができない場合に限る）に限り、面接授業を実施可とする。

但し、グループワークは禁止とする。（4名以内の試験や個別指導等は対策本部への申請不要）

- ・臨地実習が学内実習となった場合、原則、遠隔実習とする。

※新型コロナウイルス感染症対策本部が認めた場合は、学内分散実習とする。

〈レベル5〉

- ・原則、遠隔授業を実施する。状況に応じ休講とする。
- ・臨地実習が学内実習となった場合、原則、遠隔実習とし、状況に応じ休講とする。

2) シラバス・時間割・学年暦等の変更

- (1) シラバスを変更する場合は、早急に学生に周知し、Active Academy の情報を修正する。
- (2) 授業形態を変更する際は、該当日の時間割を確認し、学生の受講が困難とならないよう十分留意する。
- (3) 授業形態や時間割を変更する際は事務局（教務学生担当）に連絡する。
- (4) 学年暦、履修スケジュールの変更が生じる場合は、迅速に教務委員会で協議する。

3) 教務関係情報の周知、徹底

- (1) 「新しい学校生活のためのガイドブック Ver.7」について周知する。
- (2) 随時、ガイダンスやメール、掲示板等で、必要な情報を周知する。
特に1年生に対しては大学での履修の理解を深め、学修を進められるよう丁寧に行う。

4) 学修環境整備

新型コロナ感染症の拡大防止に必要となる各種設備・物品の確保・充実を図る。

5) 遠隔授業

- (1) 「宮崎県立看護大学遠隔授業に関するガイドライン」（教職員版）（学生版）を確認し対応する。
- (2) 受講のための情報環境（パソコンやネットワークなど）の整備状況を確認し、通信機器等の準備ができない学生への相談、対応（パソコンの貸し出し、学内施設利用など）を行う。
- (3) これまでの、遠隔授業に関する知見や学内調査結果をふまえ、授業改善を図る。

6) 授業評価・改善

授業評価アンケートや各分野・領域等での検討を行い、継続した授業改善を行う。

7) 学内外の関係機関、組織との連携・協働

8) その他